

貨物自動車運送事業法施行規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令案並びに関係通達の改正案に関する意見募集結果について

令和元年8月1日
国土交通省自動車局

国土交通省では、令和元年5月30日から令和元年6月28日までの間、貨物自動車運送事業法施行規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令案並びに関係通達の改正案に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、36件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表します。なお、本件に直接関係がなかった御意見についても、今後の施策の推進に当たって参考にさせていただきます。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますようよろしく御願います。

1 実施方法

- (1) 募集期間 令和元年5月30日（木）～令和元年6月28日（金）
- (2) 周知方法 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- (3) 意見提出方法 電子メール、FAX及び郵送

2 意見数

提出意見数 36件（提出者数12名）

3 問い合わせ先

国土交通省自動車局貨物課
電話番号 03-5253-8111（内線41333）